

交 規 第 2 4 号
平 成 3 1 年 4 月 5 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈について

国土交通省においては、レンタカー型カーシェアリングに関し、「レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る取り扱いについて」（平成26年3月27日付け国自情第205号等。以下「国土交通省自動車局長通達」という。）が別添のとおり発出され、平成26年9月1日から実施されているところである。

国土交通省自動車局通達の改正の趣旨及び交通警察運営上の留意事項については、下記のとおりであるので、当該事務の取扱いに誤りのないよう万全を期されたい。

当該事務の取扱いのない所属にあっては、参考とされたい。

なお、本通達に伴い、「レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈について」（平成26年6月6日付け青警本交規第107号）については廃止とする（本部長了解済み）。

記

1 国土交通省自動車局通達の改正の趣旨

乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行うに当たり、貸渡自動車についてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することが可能であると認められる場合には、

- 事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができるものとして許可等を行うこととする。
- 乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合の貸渡自動車配置事務所については、道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることができる。

との解釈が示されたものである。

上記解釈については、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）」第3条等に規定する「使用の本拠の位置」の解釈についても同様のものとなる。

2 交通警察運営上の留意事項

- (1) 「使用の本拠の位置」に関する基本的な考え方

法第3条等に規定する「使用の本拠の位置」については、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、具体的には、自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所であるか否かにより判断することとしている。

したがって、上記のような機能を果たせない単なる自動車の置場、貸し車庫等は当該自動車の「保管場所」に該当したとしても「使用の本拠の位置」には該当しないこととなる。

(2) 乗り捨て（ワンウェイ）方式によるレンタカー型カーシェアリングに対する「使用の本拠の位置」の認定に当たっての考え方

法第4条等の規定に基づき、各警察署において乗り捨て（ワンウェイ）方式によるレンタカー型カーシェアリングに係る自動車保管場所証明申請等を受理する場合において、「使用の本拠の位置」に該当するか否か判断するに当たっては、法第12条の規定に基づき、以下ア～ウに示す資料の提出を求めることにより、適切な判断を行うこと。

ア 当該自家用自動車有償貸渡し事業について、所轄の運輸支局長に対する申請書面及び添付書類の写し

イ 自家用自動車の有償貸渡し事業の許可証の写し

ウ その他「使用の本拠の位置」として疎明する書面があれば、当該書面の写し

(3) 現地調査による実態の確認

乗り捨て（ワンウェイ）方式によるレンタカー型カーシェアリングに対する「使用の本拠の位置」の認定に当たっては、2(2)ア～ウに示す各疎明資料のみで安易に判断することなく、現地調査により実態を確認した上で認定すること。

本件担当 交通規制課規制第二係

別添省略